

平成29年9月19日（火）13時30分～

交通政策審議会海事分科会船員部会

第2回全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会議事録

【鈴木労働環境対策室長】 それでは、若干定刻前ではございますが、皆様おそろいになりましたので、ただいまより交通政策審議会海事分科会船員部会第2回全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員6名中、委員6名全員がご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において準用する同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続いて、配付資料の確認をさせていただきます。資料1といたしまして、「全国内航鋼船運航業最低賃金」の公示文が2枚。それから、資料2といたしまして、「全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況」が1枚となります。いずれの資料も、第1回の最賃専門部会にて使用した資料でございます。

資料は以上でございますが、皆様、行き届いておられますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。野川専門部会長、司会進行をよろしくお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、早速、議事を進めてまいります。

前回の第1回の会議の後、今日までの間に労使でお話し合いしていただくことで今日を迎えております。「全国内航鋼船運航業最低賃金の改正について」でございますが、前回部会以降のお話し合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。

【平岡委員】 前回の専門部会以降、水準について隔たりがあるということで、その乖離を埋めるために双方で話し合いを行ってきました。その中で、我々としては、第1回専門部会で述べましたとおり、今回の最低賃金の引き上げの理由として、陸上の最低賃金が、全国平均で3%引き上げの25円、昨年よりも高い水準で決定していることや、労働協約

改定交渉におけますベアと、陸上諸産業におけますベアの状況などを踏まえると、今年については、やはり踏み込んだ改善が必要であると主張はしたんですけども、使用者側には使用者側の考え方があり、なかなかその水準について解決を見ることができなかったというのが実情であります。

【野川部会長】 特に、使用者側からコメントはございますか。

【蔵本委員】 コメントではないですけども、我々、事業者のヒアリング報告を少しさせていただければと思います。

私が所属している組織は未組織の乗組員が多い組織なので、全ての事業者からヒアリングというわけにはなかなかいきませんが、前回会議から約一月の間に会議が1回しかなかったということで、その会議の席上、意見を聞く機会がありました。

その中で、労働者側から最賃の値上げ要求があると説明後、陸上の最賃に比べて海上の最賃は上がっていないという報告をさせていただいた上で意見を聞きました。当然、値上げの見直しについては、おおむねご理解いただいたように思います。ただ、それ以降、用船料の10年間の推移や陸上の最賃並びに海上の最賃の推移を比較してみたところ、特に、19、または299、1,300トン未満の船においては、10年間で用船料が98.9と100を下回っている事業者も一部にはいます。当然、全てがそうではなくて、19においても100%を少し超えている、49も超えているような状況ではありますが、そういう状況の中で、全体的に値上げに賛同する環境ではないという意見もありました。

ただ、陸上の最賃に比べ海上の最賃が上がっていないことで、上げる必要があるという意見が大半を占めていたように思います。上げる水準については、なかなか開きもありますので、どの数字ということがまとまらないという状況でございます。

以上です。

【野川部会長】 わかりました。

それでは、今労使双方からご報告いただきましたけれども、いまだ合意には至っていないことでございますので、引き続き、この場でご意見を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

【浦委員】 今、双方、意見というか、考え方を述べさせていただいたわけですけども、まさに蔵本委員がおっしゃった、おおむね賃上げの方向では賛成であるけれども、全体的にはもろ手を挙げて賛成ではないということだと思えます。もちろん、それぞれ個々の事業者の中で、状況がいい事業者、状況が悪い事業者、また業界、職種、荷物の種類に

よっても全く違っていると思います。そういう状況の中においても、全体的な話の中で、後継者の確保、育成という大きな問題というのは、統一的に抱えている問題であると思います。そういう状況の中において、今は個々の経営状況等を考慮するよりも、一つ大きな後継者の確保、育成という課題、確かに最賃を上げたからといって問題が全て解決するとは思っておりませんが、それが一つの動機づけにはなるんじゃないかと考えておりますので、切り口を変えて、確保、育成という観点からも一つ踏み込んだ考え方を示していただければと存じます。以上です。

【野川部会長】 船員側から船主側への要望ということですが、いかがでしょうか。山本委員。

【山本委員】 過去申し上げたことの繰り返しになってしまいますが、業界として平成8年以降、大幅な賃上げは実現できない状況で今日に至ったわけですが、5年前、いわば政策主導によって賃上げが行われ、業界の輸送需要が総体として、過去十数年減少傾向をたどってきている中で、なかなか労務コストの吸収というのも難しい事業環境の中で、過去4年間連続してベースアップ、最低賃金の改定を実現してきたわけです。

今年度も中央でベースアップの改定はなされたわけですが、それに基づいて今回の最低賃金の改定について団体内関係者、委員会等でご説明しまして、ご理解を求めたわけですが、確かに浦委員がおっしゃるとおり、ここ十数年来続いている若年船員不足という中で、やはり新人船員育成の必要性というのは誰もが共通して認識しているところから、それに向けて業界として労働条件の改善、そういう姿勢は守らなければいけないという認識は、共通して持っていることは確認できましたが、具体的にどう改善していくのかということになりますと、なかなかご理解いただけるところまでには至りませんでした。改善は図りたいけれども、事業環境がなかなかそれを許さない状況でございます。

【野川部会長】 はい。前回の会議から時間を経て、その間、率直なお話し合いもしていただいたとは存じますが、そこでの合意には至らず、この場でも、今の時点ではなかなか合意には至らないこととございますので、そろそろ双方の意見について歩み寄りを進めてまいりたいと思います。

また、一旦、この場をクローズして、もう少し労使でご意見を交換していただくことにしたいと存じます。

一言、私から申し上げたいのは、このように労側と使側とが顔を向き合せて、公益委員も参加して、労働条件について合意の上で物事を進めていくというやり方、これは大変

望ましく、また、有益な仕組みでございますが、ちまたには、この公労使3者構成のやり方は古いのではないかと、トップダウンでどんどん決めていくべきだという声もございます。これに対して、私どもはそうではないと考えます。やはり現場のことをよく知っており、そして、日ごろから、いろいろな信頼関係を構築してきている労使の間で合意をして決めるのが最善であるという立場をずっと持っております。もちろん、それぞれの立場はございましょうが、お互いに信頼関係のもとで協議を重ねて、合意を求めて協力して、最終的に一致する。これが労使関係の妙だと認識しておりますので、大変申しわけございませんが、軽々に、公益委員の裁定ということではなく、労使で最賃について決定したという結果を残していただくよう、これは私からの要望でございますが、努力していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、あまり時間はとれませんが、20分程度で。別室が用意してありますので、お願いしたいと存じます。

(中 断)

【野川部会長】 お疲れさまでした。

それでは、話し合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですので、ご報告お願いいたします。

【平岡委員】 部会長から貴重なお時間をいただいて、労使でその辺のところの話はしたわけですが、全く話にならない状況でございます。

いずれにいたしてましても、水準に乖離があるということで、随分けんけんがくがくと話はするんですけれども、使用者側は使用者側の考え方を一辺倒に押し通すだけで、なかなかその辺のところでは水準について詰めていくことが難しく決まらないということで、協議を一旦打ち切ったという状況でございます。

【野川部会長】 船主側から何か補足等はございますか。

【蔵本委員】 平岡さんが言われたとおりで、なかなかお互いに歩み寄る数字に至らないのが現状だと思います。

【野川部会長】 わかりました。

そういたしましたら、この部会は今日で終わりでございますので、それでも合意に至らないということであれば、公益委員の側から提案させていただくことにしたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、一旦、この場をクローズし、別室で個別に、労使それぞれの側からご意見を

お聞かせいただきまして、その内容を踏まえて公益委員としてご提案させていただくように進めたいと存じます。ご意見の聴取はそれぞれ10分程度を目安に考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、議論の整理をするために、事務局側も同席させていただきますので、よろしくご了承をお願いいたします。

それでは、ご用意をお願いいたします。

(中 断)

【野川部会長】 それでは、ただいま船員側、船主側それぞれから別室で率直なご意見を伺いまして、私ども公益委員として話し合って意見をまとめさせていただきましたので、公益委員からの提案をさせていただきたいと存じます。

最低賃金の改正につきましては、職員Aを1,000円引き上げ、職員Bを1,000円引き上げ、部員Aを1,000円引き上げ、部員Bを1,000円引き上げて、適用する船員に係る最低賃金額の職員24万6,150円を24万7,150円に、ただし書きの職員22万9,700円を23万700円に、部員18万7,550円を18万8,550円に、ただし書きの海上経歴3年未満の部員17万8,250円を17万9,250円に、それぞれ改正することが適当であるということにいたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 では、ありがとうございました。

それでは、ただいまの結果を船員部会長に報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、最低賃金の改正にかかわる審議は全て終了いたしました。皆様のご協力により、予定された時間内で無事終了いたしました。厚く御礼を申し上げます。

【平岡委員】 最後にいいですか。

【野川部会長】 どうぞ。

【平岡委員】 要望事項ですけれども、内航の最低賃金決定の際に要望しております航海士、機関士が乗り組んでいない船舶の船長並びに機関長の賃金については、その職責を考慮して、最低賃金を上回る引き上げを行うよう行政指導されたいということで、お願い

したいと思います。

【野川部会長】 わかりました。では、ただいまのことは、テークノートしておきます。

それでは、これにて全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

— 了 —